



海老名市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

海老名市長

内 野



海老名市規則第36号

海老名市行政組織規則の一部を改正する規則

海老名市行政組織規則（昭和４７年規則第１０号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３１条」を「第２９条」に、「第３２条―第３４条」を「第３０条―第３２条」に改める。

第１１条の見出しを「（コミュニティセンター及び文化センター）」に改め、同条中「海老名市立コミュニティセンター条例」を「海老名市立コミュニティセンター及び海老名市立文化センター条例」に改め、「設置されたコミュニティセンター」の次に「及び文化センター」を加える。

第１２条を削り、第１３条を第１２条とし、第１４条を第１３条とし、第１５条を第１４条とし、第１６条を削り、第１７条を第１５条とし、第１８条から第３１条までを２条ずつ繰り上げ、第５章中第３２条を第３０条とし、第３３条を第３１条とし、第３４条を第３２条とする。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

海老名市告示第 205 号

海老名市環境保全条例（昭和 5 0 年条例第 1 2 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された自然緑地保全区域等の指定期間について、次のとおり更新を行うので、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 29 日

海老名市長 内 野



1 指定期間を更新する自然緑地保存樹木

指定番号	所在地	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
246	海老名市社家 2-8-1	ケヤキ	12.0m	2.60m	7.0m	38.500 m ²
247	海老名市社家 2-8-1	クスノキ	16.0m	3.15m	8.0m	50.300 m ²
248	海老名市社家 2-8-1	タブノキ	12.0m	1.90m	6.0m	28.300 m ²
249	海老名市社家 2-8-1	ケヤキ	13.0m	2.50m	6.0m	28.300 m ²

指定期間 令和 8 年 10 月 5 日から令和 13 年 10 月 4 日まで

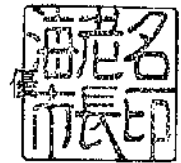


海老名市告示第 207 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 29 日

海老名市長 内 野



記

1 指定公金事務取扱者の名称、住所または事務所の所在地

一般社団法人海老名市歯科医師会

会長 盛田 健司

海老名市さつき町 41 番地

2 指定年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に納付させる歳入

口腔がん集団検診受診料

4 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで